

平成 22 年 6 月 17 日

株 主 各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
代表取締役社長 青木毅
問合せ先 取締役管理本部長 村上孝徳
電話番号 03-6858-0411

招集通知記載事項の一部修正について

株主の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は平成 22 年 6 月 16 日付「過年度決算短信等の追加訂正に関するお知らせ」および「社内調査委員会の調査報告書（追加）に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正を要することが判明したため、平成 22 年 6 月 16 日付で、平成 18 年 3 月期から平成 21 年 3 月期にかかる有価証券報告書、平成 18 年 3 月期から平成 20 年 3 月期にかかる半期報告書及び平成 21 年 3 月期第 1 四半期から平成 22 年 3 月期第 3 四半期にかかる四半期報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。

また、同日付で過年度決算短信、中間決算短信および四半期決算短信等の追加訂正を行いました。

これに伴い、平成 22 年 6 月 14 日付でご送付いたしました、当社「第 14 期定時株主総会招集ご通知」事業報告記載「I 過年度決算の一部訂正に関する報告の件」の内容の一部につきまして、当社ウェブサイト (<http://www.u-s-systems.co.jp/>) をもって下記のとおり修正させていただきます。（修正箇所には下線を付して記載しております。）

なお、平成 22 年 3 月期の業績に与える影響はございません。

株主の皆様には、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

修正箇所
(6 ページ 表)

【修正前】

(単位：千円)

	修正前売上高	修正後売上高	修正額 (△は減少額)
平成 18 年 3 月期	<u>3,508,033</u>	<u>3,286,664</u>	<u>△221,369</u>
平成 19 年 3 月期中間	<u>1,341,210</u>	<u>1,562,579</u>	<u>221,369</u>
平成 19 年 3 月期	<u>2,512,169</u>	<u>2,733,538</u>	<u>221,369</u>
平成 20 年 3 月期中間	<u>1,076,992</u>	<u>1,076,992</u>	<u>—</u>
平成 20 年 3 月期	<u>2,309,607</u>	<u>2,309,607</u>	<u>—</u>
平成 21 年 3 月期 第 1 四半期累計期間	<u>660,151</u>	<u>660,151</u>	<u>—</u>
平成 21 年 3 月期 第 2 四半期累計期間	<u>1,137,067</u>	<u>1,137,067</u>	<u>—</u>
平成 21 年 3 月期 第 3 四半期累計期間	<u>1,659,464</u>	<u>1,659,464</u>	<u>—</u>
平成 21 年 3 月期	<u>1,997,333</u>	<u>1,997,333</u>	<u>—</u>

(単位：千円)

	修正前当期純利益 (△は損失)	修正後当期純利益 (△は損失)	修正額 (△は減少額)
平成 18 年 3 月期	<u>117,158</u>	<u>△17,646</u>	<u>△134,804</u>
平成 19 年 3 月期中間	<u>△66,768</u>	<u>68,036</u>	<u>134,804</u>
平成 19 年 3 月期	<u>△363,383</u>	<u>△228,578</u>	<u>134,804</u>
平成 20 年 3 月期中間	<u>△324,237</u>	<u>△324,237</u>	<u>—</u>
平成 20 年 3 月期	<u>△622,857</u>	<u>△758,996</u>	<u>△136,139</u>
平成 21 年 3 月期 第 1 四半期累計期間	19,582	<u>19,582</u>	<u>—</u>
平成 21 年 3 月期 第 2 四半期累計期間	<u>△140,070</u>	<u>△140,070</u>	<u>—</u>
平成 21 年 3 月期 第 3 四半期累計期間	<u>△490,029</u>	<u>△353,890</u>	<u>136,139</u>
平成 21 年 3 月期	<u>△715,026</u>	<u>△578,887</u>	<u>136,139</u>

【修正後】

(単位：千円)

	修正前売上高	修正後売上高	修正額 (△は減少額)
平成 18 年 3 月期中間	<u>1,703,652</u>	<u>1,698,852</u>	<u>△4,800</u>
平成 18 年 3 月期	<u>3,286,664</u>	<u>3,286,464</u>	<u>△200</u>
平成 19 年 3 月期中間	<u>1,562,579</u>	<u>1,442,779</u>	<u>△119,800</u>
平成 19 年 3 月期	<u>2,733,538</u>	<u>2,617,238</u>	<u>△116,300</u>
平成 20 年 3 月期中間	1,076,992	<u>1,093,492</u>	<u>16,500</u>
平成 20 年 3 月期	2,309,607	<u>2,326,107</u>	<u>16,500</u>
平成 21 年 3 月期 第 1 四半期会計期間	660,151	<u>655,151</u>	<u>△5,000</u>
平成 21 年 3 月期 第 2 四半期会計期間	<u>476,915</u>	<u>476,915</u>	<u>—</u>
平成 21 年 3 月期 第 3 四半期会計期間	<u>522,397</u>	<u>522,397</u>	<u>—</u>
平成 21 年 3 月期	1,997,333	1,997,333	<u>—</u>

(単位：千円)

	修正前当期純利益 (△は損失)	修正後当期純利益 (△は損失)	修正額 (△は減少額)
平成 18 年 3 月期中間	<u>27,253</u>	<u>22,453</u>	<u>△4,800</u>
平成 18 年 3 月期	<u>△17,646</u>	<u>△104,410</u>	<u>△86,764</u>
平成 19 年 3 月期中間	<u>68,036</u>	<u>134,800</u>	<u>66,764</u>
平成 19 年 3 月期	<u>△228,578</u>	<u>△158,313</u>	<u>70,264</u>
平成 20 年 3 月期中間	<u>△324,237</u>	<u>△307,737</u>	<u>16,500</u>
平成 20 年 3 月期	<u>△758,996</u>	<u>△742,496</u>	<u>16,500</u>
平成 21 年 3 月期 第 1 四半期会計期間	19,582	<u>14,582</u>	<u>△5,000</u>
平成 21 年 3 月期 第 2 四半期会計期間	<u>△159,652</u>	<u>△159,652</u>	<u>—</u>
平成 21 年 3 月期 第 3 四半期会計期間	<u>△213,820</u>	<u>△213,820</u>	<u>—</u>
平成 21 年 3 月期	<u>△578,887</u>	<u>△578,887</u>	<u>—</u>

(7ページ 4. (1))

【修正前】

社内調査委員会は、上記のと通りの調査を実施した結果、不適切な会計処理の範囲は以下に述べるとおり、平成18年3月期に行われた8案件に係る売上計上と、平成20年3月期に行われた特定1社に係る保有する投資有価証券の評価の見直し、平成20年3月期に行われた特定1社に係る貸倒引き当て処理に限定されるとの判断にいたりました。社内調査委員会は、これらの10案件について詳細な調査・検証を実施いたしました。

【修正後】

社内調査委員会は、上記のと通りの調査を実施した結果、不適切な会計処理の範囲は以下に述べるとおり、平成18年3月期から平成21年3月期にかけて行われた13案件に係る売上計上と、平成20年3月期に行われた特定1社に係る保有する投資有価証券の評価の見直し、平成20年3月期に行われた特定1社に係る貸倒引き当て処理に限定されるとの判断にいたりました。社内調査委員会は、これらの15案件について詳細な調査・検証を実施いたしました。

(7ページ 4. (2)①)

【修正前】

当社は、当社顧客とのシステム開発関連取引について、平成19年3月期に売上計上すべき取引を平成18年3月期に売上計上しておりました。

これは、平成18年3月期において、納品あるいは最終リリースの完了が確認できていない状況において、当社顧客から検収書等を入手したことをもって、平成18年3月期の売上として計上を行ったというものです。

当社においては、これらを平成19年3月期の売上として、売上計上時期を訂正することといたしました。

【修正後】

当社は、当社顧客とのシステム開発関連取引について、13案件のうち

イ. 1案件につきましては平成18年3月期に売上計上すべき取引を平成18年3月中旬期に、

ロ. 8案件につきましては平成19年3月中旬期に売上計上すべき取引を平成18年3月期に、

ハ. 1案件につきましては平成19年3月期に売上計上すべき取引を平成19年3月中旬期に、

ニ. 2案件につきましては平成20年3月中旬期に売上計上すべき取引を平成19年3月期に、

ホ. 1案件につきましては平成21年3月期に売上計上すべき取引を平成21年3月期第1四半期に、

それぞれ売上計上しておりました。

これは、当該各決算期において、納品あるいは最終リリースの完了が確認できていない状況において、当社顧客から検収書等を入手したことをもって、当該各決算期の売上として計上を行ったというものです。

当社においては、

イ. を平成18年3月期の売上として、

ロ. を平成19年3月中旬期の売上として、

ハ. を平成19年3月期の売上として、

ニ. を平成20年3月中旬期の売上として、

ホ. を平成21年3月期の売上として、

それぞれ売上計上時期を訂正することといたしました。

また、ロ. のうちの1案件につきましては、売上の妥当性について再度検討した結果、売上の妥当性が十分ではないとの判断に至ったため、売上ではなく特別利益として平成19年3月中旬期に計上することといたしました。

以上